

「麻薬取締り対策法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

「麻薬取締対策法」発令第3版(2000年)概要

以下の場所での麻薬取締対策を規定するための3度目の改正。

- ・ガソリンスタンド
- ・娯楽施設
- ・アパート、コンドミニアム、ゲストハウス
- ・ビリヤード場
- ・工場

< 主な改正点 >

1 上記の業務を行う場所の所有者又は管理者は以下の義務を負う。

- (1) 従業員が業務を行う場所又はその構内で麻薬に手を染めないように管理する。
- (2) 麻薬に手を染めていない人物を従業員として採用するとともに、時々、麻薬使用を如何に防ぐかについての教育を行う。
- (3) 少なくとも氏名、ID番号、住所が記載された従業員名簿を作成する。
- (4) 業務を行う場所で麻薬に関する違法行為があった場合は、麻薬取締官等に通報するとともに、身体検査の際には協力する。
- (5) 麻薬の危険性、違法行為に対する罰則、その場所が麻薬取締法の取締対象となっている旨を記載した警告書を、業務を行う場所に目立つように掲示する。

[警告書の文字のサイズは以下のとおり。]

- ・ガソリンスタンドと工場においては、横4cm以上、たて7cm以上
- ・娯楽施設、アパート、コンドミニアム、ゲストハウス、ビリヤード場においては、横2cm以上、たて3cm以上

[警告書の例]

- 「麻薬は命を脅かします。違法者は法律で処罰されます。」
- 「我々全員が麻薬の脅迫をなくすために協力しなければなりません。」
- 「ヤーイーとヤーバーは危険です。やってはいけません。」
- 「麻薬の製造、流通、消費に関係している者はすべて法律で処罰されます。」

上記の義務を怠った場合、その所有者又は管理者は10,000～50,000バーツの罰金が課せられる。

- 2 麻薬に関する違法行為が業務を行う場所で発見され、その所有者又は管理者が適切な処置を行わなかった場合、麻薬取締委員会は 15 日間を超えない期間で一時的な工場閉鎖又は業務停止を命じることができる。

- 3 一定の条件のもとに、麻薬取締委員会、同事務所長、同副事務所長及び取締官は、麻薬物質を発見するために個人又は複数の人物に対する検査又は検査の指示をすることができる。その検査を妨げた者は、6 ヶ月以内の禁固又は 10,000 バーツ以内の罰金が課せられる。

< 詳しいお問合せ先 >

麻薬取締委員会法務部麻薬法制度インフォメーションセンター

Dindaeng Road, Phayathai, Bangkok

Tel 02-247-0901 Ext. 318,333,317,314

Fax 02-245-9418

<http://www.oncb.go.th>